

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

# 区民文教委員会会議録

令和 8 年 6 月 1 9 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

## 区民文教委員会会議録

- |                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 1 開会年月日         | 令和8年6月19日(金)  |   |
| 2 開会場所          | 議会第1会議室   |   |
| 3 出席者<br>(8人)   | 委員長 本目 さよ<br>委員 高橋 えりか<br>委員 望月 元美<br>委員 石塚 猛   | 副委員長 弓 矢 潤<br>委員 鈴木 昇<br>委員(議長) 石川 義弘<br>委員 青柳 雅之   |
| 4 欠席者<br>(0人)   |   |   |
| 5 委員外議員<br>(0人) |   |   |
| 6 出席理事者         | 区 長<br>副 区 長<br>副 区 長<br>教 育 長<br>経営改革担当課長<br>人権・多様性推進課長<br>区民部長<br>区民課長<br>くらしの相談課長<br>税務課長<br>収納課長<br>戸籍住民サービス課長<br>区民部副参事(谷中防災コミュニティセンター長) | 服 部 征 夫<br>野 村 武 治<br>梶 靖 彦<br>佐 藤 徳 久<br>三 谷 洋 介<br>中 里 悠<br>内 田 円<br>櫻 井 洋 二<br>(区民部長 事務取扱)<br>段 塚 克 志<br>立 石 淑 子<br>小 林 元 子<br>(区民課長 兼務)<br>前 田 幹 生<br>川 口 卓 志<br>(こども家庭部参事 事務取扱)<br>海 野 和 也<br>別 府 芳 隆<br>小野田 登 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

保育課長	村 松 有 希
児童・青少年育成課長	穴 澤 清 美
こども家庭部副参事（児童相談所準備担当）	
	（子ども家庭支援センター長 兼務）
文化振興課長	若 山 祐 樹
教育委員会事務局次長	佐々木 洋 人
教育委員会事務局参事	山 田 安 宏
教育委員会事務局庶務課長	（事務局参事 事務取扱）
教育委員会事務局教育施設担当課長	中 島 伸 也
教育委員会事務局学務課長	仲 田 賢 太 郎
教育委員会事務局指導課長	増 嶋 広 曜
教育委員会事務局教育改革担当課長	田 中 繁 広
教育支援館長	（教育改革担当課長 兼務）
教育委員会事務局生涯学習推進担当部長	
	（教育委員会事務局次長 兼務）
教育委員会事務局生涯学習課長	吉 江 司
教育委員会事務局スポーツ振興課長	榎 本 賢
中央図書館長	村 上 訓 子

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	久木田 太 郎
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	書 記	塚 本 隆 二
	書 記	堀 真 佑 夏

## 8 案件

### ◎審議調査事項

案件第1	第44号議案	東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例
案件第2	第45号議案	東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例
案件第3	第47号議案	東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
案件第4	第48号議案	東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例
案件第5	第49号議案	東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例の一部を改正する条例
案件第6	陳情8-7	5区民館トレーニング室の廃止見直しを求めることについての

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

陳情（新付託）

案件第7 特定事件の継続調査について

◎理事者報告事項

【区民部】

1. 令和8年度地方税制の改正について ……資料1 税務課長

【教育委員会】

1. 補正予算について ……資料2 庶務課長
2. 東京都台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」の指定管理者の選定について  
……資料3 学務課長
3. 令和8年度グローバル教育の推進（中学生海外短期留学派遣）事業派遣生徒選考結果  
等について ……資料4 指導課長
4. 生涯学習センターのリニューアルオープンについて  
……資料5 生涯学習課長
5. 東京都台東区立社会教育センター、社会教育館及び清島温水プールの指定管理者の選  
定について ……資料6 生涯学習課長
6. 清島温水プールにおける幼児と保護者の時間枠について  
……資料7 スポーツ振興課長
7. 区立図書館の臨時休館等について ……資料8 中央図書館長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（本目さよ） ただいまから、区民文教委員会を開会いたします。

---

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

---

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

---

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

---

○委員長 初めに、案件第1、第44号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

庶務課長。

◎山田安宏 庶務課長 それでは、第44号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、バンビ教育振興基金を設置する等のために提出をしたものでございます。

お手数ですが、議案の新旧対照表のほうをご覧ください。まず、東京都台東区桑山文化振興基金でございます。こちらは、区内に本社を置きます株式会社桑山の桑山征洋様からご寄附をいただきましたため、基金の額を900万円から1,000万円に改めるものでございます。また、新たにバンビ教育振興基金を設立するため、別表に追記をいたします。

本基金は、区内に本社を置く株式会社バンビ様から、新たに学校教育の振興のために活用してほしいと200万円のご寄附をいただいたため、設立に至ったものでございます。

附則をご覧ください。この条例は、公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案についてご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 いいですかね。

これより採決いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

---

○委員長 次に、案件第2、第45号議案、東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、区民部の1番、令和8年度地方税制の改正についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第45号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

税務課長。

◎段塚克志 税務課長 それでは、案件第2、第45号議案、東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例及び区民部報告事項1番の令和8年度地方税制の改正についてご説明いたします。

まず初めに、報告事項についてご説明をいたします。資料1をご覧ください。

項番1、個人住民税に関する主な改正内容でございます。（1）物価上昇局面における対応について。個人住民税は、地域社会の会費的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、所得税と同様の対応として、下記①、②は令和9年度、③は令和10年度から区民税へ適用されます。

初めに、①給与所得控除の見直しについてです。給与所得控除の最低保障額については、現行の65万円から74万円に引上げとなります。この引上げ額の9万円のうち5万円は2年間の時限措置となります。

次に、②扶養親族等に係る所得要件の見直しについてです。扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行の58万円以下から62万円以下に引上げとなります。

次に、③ひとり親控除の見直しでございます。ひとり親の負担や現状を踏まえ、控除額を現行の30万円から33万円に引上げとなります。

続いて、（2）NISA制度の対象年齢の拡充でございます。次世代の資産形成を推進し、長期安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、新たに0歳から17歳について、対象年齢の拡充等を行うものでございます。

恐れ入りますが、2ページをご覧ください。（3）所得税における住宅ローン控除の延長についてです。令和8年1月1日から令和12年末入居分まで、適用期限を5年間延長し、既存住宅の利活用の推進や省エネ性能の向上の観点から、一定の既存住宅に係る借入限度額の引上げ等を行うとともに、個人住民税については、所得税額から控除し切れない額について、限度額

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の範囲内で税額控除を実施するものでございます。

主な変更点で申しますと、表右上の既存住宅の左下の認定長期優良住宅認定低炭素住宅について、借入限度額は、改正前3,000万円から3,500万円となり、500万円の増額、その下の子育て世帯等については、改正前の3,000万円から4,500万円となり、1,500万円の増額がされております。さらに、その下の控除期間は、10年から13年に拡充されております。

なお、表左下の立地要件に記載の土砂災害などの災害レッドゾーンにおける新築については、住宅ローン控除の適用対象外となっております。

次に、（４）その他の適用期限撤廃・延長等となる主な事項でございます。①特定一般用医薬品購入費、いわゆるセルフメディケーション対象の市販薬購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、平成30年度から令和9年度までとされていた適用期限が撤廃となります。

②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例について、令和8年度までとされていた適用期限が令和11年度まで、3年間の延長となります。

次に、項番2、周知方法についてでございます。改正内容を含め、適用時期に合わせて、広報たいとう、ホームページ等で区民の方々へ周知を図ってまいります。

報告事項の説明は以上でございます。

続きまして、第45号議案、東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例についてでございます。

ただいまご報告いたしました令和8年度地方税制改正の内容及び文言の整理等につきまして、該当部分を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案どおり可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○委員長 それでは、第45号議案及び報告事項についてご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についてもご了承願います。

---

○委員長 次に、案件第3、第47号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

学務課長。

○仲田賢太郎 学務課長 それでは、第47号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和8年3月31日に公布をされまして、4月1日付で施行されました東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に準じまして、改正をお願いするものでございます。

改正内容につきまして、恐れ入ります、新旧対照表をご覧ください。学校医、学校歯科医、学校薬剤師の補償基礎額につきまして、記載のとおり、都条例に準じて改正をお願いするものでございます。

次に、附則でございまして、施行日については、公布の日からとし、経過措置として、令和8年4月1日以降に事由が発生したもの等適用いたします。

説明は以上でございまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長 それでは、本案についてご審議願います。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

---

○委員長 次に、案件第4、第48号議案、東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、教育委員会の4番、生涯学習センターのリニューアルオープンについてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第48号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 それでは、まず、生涯学習センターのリニューアルオープンについてご説明いたします。資料5をご覧ください。

初めに、項番1、記念式典及び内覧会についてです。（1）記念式典は、リニューアルオープンに伴い、本年11月14日の午前10時30分から開催します。式典では、テープカットや台東区上野の森ジュニア合唱団、台東区ジュニアオーケストラによる演奏を予定しておりまして、会場はセンター1階のアトリウム等となります。また、式典終了後に（2）のとおり内覧会を実

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

施します。なお、プレス向け内覧会につきましては、前日の午前中を予定しております。

次に、項番2、一般利用の開始につきましては、式典翌日の11月15日を予定しています。

(2) 利用可能貸室等につきましては、表に記載の各階の貸室等となります。なお、米印で記載しておりますが、6階教育支援館については、昨年9月から通常利用を開始しており、ミレニアムホールの利用予約につきましては、昨年12月から順次受付を開始済みでございます。また、中央図書館エリアにつきましては、本年12月1日から利用開始となります。

項番3、周知方法につきましては、区立施設等へのチラシ及びポスター配布のほか、広報たいとう、区公式ホームページ、SNS等での周知を図ります。

項番4、今後の予定につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、第48号議案、東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、ただいまご報告いたしました生涯学習センターのリニューアルに伴いまして、生涯学習センターの施設に関し、規定の整備を図るため、必要な改正を行うものでございます。

2ページの新旧対照表をご覧ください。第2条の表、男女平等推進プラザの事業欄に多文化共生の推進や外国人相談に関する事項を新設いたします。

次に、3ページをご覧くださいまして、使用料に関する第7条2項中の別表(1)学習館のマルチメディアルームにつきましては、リニューアル後、アクティブ・ラーニングルームとして整備するため、削除いたします。

また、附則におきまして、本条例は、台東区教育委員会規則に定める日から施行する旨を規定しています。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、第48号議案及び報告事項についてご審議願います。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 条例そのものは、賛成はします。

まず、1つお伺いをしたいのが、生涯学習センター条例一部改正で、マルチメディアルームを削ってアクティブ・ラーニングルームにするというところなんですけれども、そもそも何がどう変わるんですか。

○委員長 生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 マルチメディアルームにつきましては、これまでパソコンのご利用ですとかDVDを視聴することができたものがマルチメディアルームでございました。その場所を、今度は図書館のほうで管理をしますアクティブ・ラーニングルームといいまして、10代のお子様のほうに読書の環境の提供ですとか、学び場ということで、いろいろなことに使えるようにということでの環境の整備を整うものでございます。

○委員長 鈴木委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆鈴木昇 委員 DVDとかパソコンとか印刷機、コピー機なんていうところの機能の部分なんですけれども、今、実際に使われている方、この後の審議にもありますけれども、事前に使われている方に、その現状、使い勝手とかは聞いたり、アンケート入ったりというのはされているんですか。

○委員長 生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 ご利用されている方のご意見もお聞きはしているんですけれども、その中で、一般的にやはりパソコンを使っただけの、インターネットを使っただけのその検索という部分がやはり多い内容でございました。そして、今、主流として、やはりWi-Fiとか、今度生涯学習センターのリニューアルオープンに伴いまして、全館にWi-Fiを設置していきます。それに伴いまして、今現在、やはり携帯電話とかスマートフォンのほうが主流で、使われるように普及しておりますので、そこでいろいろご自身の携帯電話を使いながら、検索もできるといった内容でございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 マルチメディアルームにある検索をするためのパソコン、あとはその情報をプリントアウトするためのプリンター、コピー機があるなというふうに私自身も認識をされていて、その機能そのものをまるっとアクティブ・ラーニングスペースには置かないということになるんですか。それとも、その一部分、例えば、パソコンは今、複数台あるけれども、1台だけ置くとか、2台だけ置くとか、その規模は縮小するけれどというものなのか、全く今ある機器は置かないというふうになるのか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長 生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 パソコンの機器自体は、今のこれからなりますアクティブ・ラーニングルームのところには、そのマルチメディアルーム用で使っていたものは置かないといった状況でございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 パソコンを日常的に使う方ではないですけれども、中央図書館にあるので、本当に今、検索をしながらちょびっと文章を作る、プリントアウトするというときには、すごく便利に活用されている方がいらっしゃるんですね。そういう方などは、今度はパソコンがなくなってしまうことで、本当確かにスマホがあれば、かなりの機能はあるので、全くゼロになってしまうわけではないですけれども、やりにくいか、そういうふうになるなというふうに声を聞いているんですが、何かそういうふうに一部分残すとかいうことは可能なんですか。例えば、スペース的にパソコンを1台、プリンター1台置くことができないというのであれば、それはもうしょうがないのかなと思うんですけれども、スペース的な問題とかじゃなくて、アクティブ・ラーニングという考え方からいうと、区としてはそういうものを置かないんだというふうになっているんですか、その辺はどうなんですか。

○委員長 アクティブ・ラーニングルームって、子供向けですよ、基本ね。年齢のところも

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

含めて、もし、さらっとで分かれれば。

生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 アクティブ・ラーニングのほうは、10代のお子様のほうに使っていただくといったお部屋がメインの内容でございまして、それで、先ほどお話のありましたパソコン機器として、印刷の有無はちょっとまだ検討というか、その予定はございませんが、図書館のほうに、別場所になりますが、3台ですね、インターネットで検索・閲覧できるようなもののパソコン自体は置くといった内容で今、調整をしているところでございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 分かりました。館の中で別の場所にはそのもの、機器はゼロに、なくなってしまうわけではないというのは分かりました。そこではやはり実際に使っている人たちがどうなるんだということが重要なんだなというふうに思いますので、まだ、これで削るというふうにはなっているけれど、機器は、機械はここで削ってしまうというふうになっているわけではないので、ぜひその辺は使っている方にディスカッションしていただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 青柳です。先ほどのマルチメディアをアクティブにするというのと、もう一つが、今回その展示スペースですね、当初はファミレススペースまで廃止をして、そこを展示スペースにするという計画があり、それだけの大きなニーズといたしますか、役割があるというふうに言われて、説明を受けました。ただ、その後、ファミリーレストランのゾーンは残すということで、ほかのエリアを展示スペースにするということになりました。

それで、このオープニングの内容を見ると、確かにこの合唱団とかオーケストラ、こども学習センターを中心に活動していますので、この2団体がオープニングに花を添えていただけるというのは非常にありがたいんですが、通常こうした場合に、オープニングのその展示とかも併せて華々しくやったりするんだと思うんですが、そういう計画はないんですか。

○委員長 生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 青柳委員おっしゃるとおり、本委員会のほうでも報告させていただいておりますが、展示の部分はやっていく予定でございます。設置をするということで、それでリニューアルオープンに伴いまして、1階には区長賞作品等を飾る展示のスペース、そして、そのほか朝倉響子さんの彫刻を置くスペース、あと2階のほうにも飲食店につながる場所に、またその社会教育関係団体の作品ですとか絵画とかを飾る部分がございまして。また、そのほか4階のほうにも朝倉響子様彫刻を飾る部分とかを設けておりますので、今、青柳委員おっしゃっていただいたとおり、リニューアルオープンの日には、あそこの部分も設置をしたものをお見せできればなと考えております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 いや、有名な作家さんの展示をするスペースという説明じゃなくて、当初

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そのバーミヤン、ファミレスのゾーンを展示スペースにするのは、いろいろな団体とか、その活動されている区民の皆様、そういう展示スペースが台東区には少ないので、それに活用するという説明だったじゃないですか。それに代わるものとして、何ですか、2階のこのガラス側というんですか、そちらを、いわゆるその何ですか、朝倉響子さんとか有名な作家の作品じゃなくて、住民の皆さんたちの活動の発表の場にするというふうに伺っていたんですが、その方針は変わったんですか。

○委員長 生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 説明が不足しておりまして申し訳ありません。今言っていた関係団体の方々作品類につきましては、2階のその飲食のお店につながる部分にも形ある、例えばですけど、フラワーのアレンジメントのものとか、団体さんとはこれから調整中なんですけれども、そういったものをそれぞれ飾るスペースを設けてございます。

そしてまた3階の廊下の部分にもいろいろと、例えば、絵ですとか写真ですとか、そういったものの団体さんもいらっしゃいますので、そういったものを飾れるスペースも設けるようにはしておりますので、そこは今現在調整中でございますので、飾っていく予定でございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 多分、説明が全然変わっているね。当初は、あそこのそのファミレスの部分を大きなスペースにして、いろいろな団体、例えば、この6月中は何々団体がそこで展示会をやります。今のリバーサイドの地下のギャラリーありますよね、ああいう形で、その期間ごとにいろいろな団体にその展示のスペースを使っていただくということだったので、だから、私、今回もオープニングに合わせて、例えば、オープニングの1か月間は台東区美術会が、美術団体ですか、の作品展示をしますよとか、もしくは、何か区が持っている藝大の作品をこの期間はオープニング企画として展示しますよとか、何かしら、そのイベントチックにはまっていくなかと思ったんですが、それは変わったんですか。

○委員長 生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 少しご説明が、ちょっと自分がうまくなくて申し訳ないですけど、昨年、2年前ですかね、令和6年の第2回定例会のほうに、その飲食店のところのギャラリーを変更しまして、展示スペースをいろいろ設けていきますってご報告をいたしまして、青柳委員おっしゃっていただいたとおり、今、社会教育関係団体とか団体さんたちとは調整中なんですございますが、例えば、その期間を設けて、確かにこの時期は写真のところとか、写真展とか、そういった形で今やっていくように、順次入替えをしながら団体さんの作品を飾っていくということで今、検討しているところでございます。なので、その方針自体は変わってはいないと考えております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 ということは、例えばだけれど、オープニングのときって、やはりその場所を知ってもらうということも含めて、その何ですか、オープニングのレセプション、式典を

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

やることに意味があるんじゃないかと、オープニングリニューアルのときに、こういう展示のスペースができますよということも併せて周知する絶好の機会なので、例えば、最初の1か月間はこれをやりますみたいな、そういう企画はないんですかというのを一番最初に聞いたんですけど。

○委員長 生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 そうですね、企画というよりは、企画に近いのかなとは思っているんですが、団体さんたちの作品をやはり飾っていきますので、その部分では、リニューアルに当たって、例えば、月ごとぐらいのところでは団体さんの作品を飾って行って、周知はしっかりしていきたいなと考えております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 ということで、じゃあ最初のオープニングのときは、どこの団体がどんなイベントをやるんですか。

○委員長 生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 お答えいたします。そこは今現在、ちょっと調整中でございますので、ちょっと今。

◆青柳雅之 委員 そうなのね。

◎吉江司 生涯学習課長 はい、これから。

◆青柳雅之 委員 分かりました。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 じゃあ、そういう流れで来て、新しくできる展示スペースです。

あとは、いろいろな団体からの要望がありましたよね。それで、当初はファミレスゾーンまで撤去をして、あそこに展示スペースをつくるという報告まであったわけじゃないですか、それだけ区民ニーズがあったわけですよ。でも、そこはもうはっきり覆して、今の形で整備することになって、今度完成するわけですから、やはりそのいろいろなニーズをしっかりと出せるように、その何ですか、式典、テープカットとか、そういうのをやるだけじゃなくて、オープニングの最初の展示はこういうのをやりますよとかということも併せてやはり案内したほうがいいと思うんで、企画をこれから十分練っていただければと思います。要望しておきます。

○委員長 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 次に、案件第5、第49号議案、東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、教育委員会の5番、東京都台東区立社会教育センター、社会教育館及び清島温水プールの指定管理者の選定についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議はありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第49号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 それでは、まず、東京都台東区立社会教育センター、社会教育館及び清島温水プールの指定管理者の選定についてご説明いたします。資料6をご覧ください。

社会教育センター等につきましては、本年度で指定期間が満了となるため、指定管理者の選定を行うものでございます。

項番1、対象施設につきましては、表に記載の社会教育センターのほか、社会教育館4館並びに清島温水プールの合計6施設となります。なお、小島社会教育館につきましては、このたびの改築に当たりまして、ホールと3つの会議室の仕様となります。その他の各施設の施設概要、事業内容については記載のとおりでございます。

項番2、現行の指定管理者につきましては、JN共同事業体であり、構成法人につきましては、2ページにかけ記載の3社でございます。

項番3、次期指定期間につきましては、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間でございます。

項番4、次期指定管理者の選定です。（1）選定方法については、資料の4ページから6ページにあります台東区指定管理者制度運用指針の3の（1）公募の原則及び（4）複合施設等の一括指定の規定を適用しまして、公募型プロポーザル方式にて選定いたします。

（2）選定手続につきましては、選定に当たり指定管理者選定委員会を設置し、事業計画等に基づき、指定管理者としての適性を判定します。①選定委員会の構成は、外部の有識者等を含む6名体制としまして、②選考基準（案）は、各条例等に定める基準のほか、資料に記載の項目を中心に審査を行います。

（3）その他については、記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。項番5、今後のスケジュールについては、本日ご了承いただければ、7月に募集を開始し、9月以降、3回の選定委員会を経て、指定管理者候補者を決定した後、第4回区議会定例会において、指定議案を提出させていただく予定でございます。

続きまして、第49号議案、東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本議案は、小島社会教育館の改築に伴い、入り口が変更となることから、小島社会教育館の位置を改めるために必要な改正を行うものでございます。

恐れ入ります、7ページの新旧対照表をご覧ください。第2条関係の別表1、(2)の表の施設の位置につきまして、小島社会教育館の所在地を変更するものでございます。

また、附則におきまして、本条例は、台東区教育委員会規則で定める日から施行する旨を規定しています。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、第49号議案及び報告事項について、ご審議願います。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 小島の住所については、入り口の関係だというので、それはもう反対のしようもないので、いいですけども、社会教育センター、教育館及び清島温水プールの指定管理の選定についてなんですけれども、やはり野村不動産の運営共同体のことと言わざるを得ないんですけども、この間、議会の中でも清島温水プールの事故のこと、あとトラブルでの監視員が見ていなかったことなど指摘をしました。かつ、ほかの自治体で、小金井市では死亡事故まで起こしている。そういう会社が台東区にも入っているわけで、あと、台東区議団、共産党の区議団には関西の方から、関西でも幾つかこの野村不動産パートナーズとかがやっている場所があるんですけども、非常に対応が悪いと、あれはやはり台東区で指定管理させておいていいのかという電話も伺っているところなんですけれども。

今後の選定に当たって、今の運営母体が次の選定にも手挙げをして運営させてくださいというのが可能なかどうか一つと、もう一つは、これは私、当区議団としては、今の団体が入札とかその指定管理とかに手挙げをすべきではないと思うんですけども、その辺の見解というのはどうなっているんですか。

○委員長 生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 今のご指摘ですけども、指定管理者の選定については、条件を満たしていれば、そこを退けるというか、参加しては駄目ですよということとはできないかと考えております。ただ、その中で、手を挙げていただいたと仮定した場合、やはり、その安全基準のところでの面接というかヒアリングもしますので、その中でどういった安全体制が図られているんですとか、今までのその経緯もありますので、お話を聞きながら、様々な業者の中でどうするかというのは判定をしていくのかなと考えております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 現指定管理を受けているJN共同体の評価をしたときにも、課題があって評価低いという評価あったじゃないですか。そういうところも含めて考えたら、まずは社会教育センターとか教育館の部分の、いわゆる貸し館的な業務の部分、もちろん、そのイベント的にこのJN共同体さんたちがやって、来てくださいねという、そういうイベントをやっているの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

も分かってはいるんですけども、その館の運営の部分とプール、これは本当に、人の命が一瞬でなくなってしまうという場所の運営というのを、一体的な管理ではなくて、例えば、館の運営の会社とプールの運営の会社と切り分けて募集するというのは、考えてはいないんですか。

○委員長 生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 お答えいたします。プールのところにつきましては、ご存じのとおりですが、社会教育センターの中にあるということもございまして、やはり、その館のほうの管理とプールの管理、中の、プール自体の管理はまた別ですけども、施設的な管理というのは、やはり一体的かなと考えておりまして、今のところ、その分けてやるというのが、ちょっと効率性の面からも、よく審査をして、中で判定を、業者さんを決めていくことだと思っておりますけれども、分ける予定はございません。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 分かりました。確かにその建物全体の管理という視点で見れば、一体的なほうが利便性はあるのかなというのはイメージは湧くんですけども、じゃあ清島温水プールでの過去の利用者からの苦情であったり、それに対しての対応というのが、やはり課題として大きく残るものだというふうに思うんです。

なので、その点を十分加味した中で、指定管理で手挙げをしてもらう。かつ、手を挙げてくる業者さんに対しては、過去こういうのがありました、こういうトラブルがありました、その対応をどういうふうにするんですかというの、きちんと精査の中に入れていくということが必要だと思うんですけど、そういう何か過去のトラブルというのかな、その辺をどういうふうに生かしていくかというのは、あったら教えてください。

○委員長 生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 今、これからこの募集を、了承いただいた後ですけども、募集をかける段階では、指定のその管理者のほうの応募の条件をそろえるんですけども、その中では今、スポーツのほうとも連携をしております、その中で、やはり、委員おっしゃっていた安全管理の部分は、中によく、より今までよりも安全の部分を配慮したといったことで、中身については、今現在はちょっと言えませんけれども、いろいろと詰めている状況でございますので、より一層の安全管理、安全体制を維持していくように考えて、努めていきたいと思っております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 そこなんです。やはり安全体制って、もちろん貸し館の部分だってぶつかったの、何したのというのはもちろんあるんだと思っておりますけれども、プールの部分は、本当に一瞬の出来事その人の命を奪うことになりかねないし、気がつかなかったというのでは済まされないことになるのは、やはり台東区としても困るんだと思っております。

なので、その点、十分加味した指定管理選定というのをすべきだというふうには思っています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

すので、これから、細かいところはもう少し詰めるべきところはあるんだというふうに今答弁もあったので、詰めるところはきちんと詰めていただいて、次の指定管理選定に向けては、より厳しい目で見ていただきたい。本当にこれ、指定管理のほうがいいのか、逆に、区直営というのだって、もう一回見直したっていいんじゃないかというのも含めて、私は意見としては言っておきますので、お願いいたします。以上です。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 ちょっとプールのことが出てきたんで、一言申し上げたいと思います。

私、清島温水プールができたときの最初の監視員でした。アルバイト、大学生で。だから、もう三十何年たっているんだよね、38年か。

それで、今、鈴木昇委員から、過去にというか、ほかの地域で事故を起こしたとか、いろいろなところは手も挙げちゃいけないみたいなことはあったけれど、そこはさすがに違って、指定管理の仕組みとしては、エントリーは誰でもできるわけですよ、門戸は。ただ、その上で、区側がきちんとしたその基準を設けて、そして、このプロポーザルと採点というんですか、の仕組みの中で、その一番いい企業、いい指定管理業者を選んでいくという仕組みなので、何かその過去に少しトラブルがあったりとか、ほかの地域で事故を起こしたことを何か理由として、エントリーさえできなくするというのは、ちょっと仕組み的にはできないんじゃないかなというふうに言っておきます。

それと、水の事故に関しては、やはり水の事故って必ず起きるんですよ。ただ、その経験を積み重ねているかどうかなんです。恐らく、私も監視員のときには何人か、何件か事故ありましたし、実際に本当に呼吸がしていないような方を助けたこともあります、それ海でしたけれど。そういった経験をしたことによって、より安全管理というのは、どんどんそのスキルが上がっていく部分なんです。ですので、ちょっと言い方おかしいかもしれないですけども、今までその1件の事故もなく過ごしてきました、うちの団体というのは、決してその売り文句ではなく、逆に、いろいろな事故が起きたけれども、そのたびにその安全管理をグレードアップをして、あるいは、その監視員の人たちの研修体制も整え、二度とこういうことが起きないように努めていますというような売り文句があっても、私はそれはいいんじゃないかと思っているんです。

ですので、その辺りはいろいろな考え方あるとは思いますが、その一度の失敗があるから、エントリーする資格もないという考えは、ちょっと違うんじゃないかなということだけ申し上げておきます。

○委員長 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、第49号議案及び報告事項について……失礼しました。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についてもご了承願います。

---

○委員長 次に、案件第6、陳情8-7、5区民館トレーニング室の廃止見直しを求めることについての陳情を議題といたします。

本件は、新たに付託されたものであります。事務局次長に陳情の趣旨を報告させます。

議会事務局次長。

(久木田議会事務局次長報告)

○委員長 それでは、本件についてご審議願います。

望月委員。

◆望月元美 委員 この区民館トレーニング室の軽運動コーナーへの転換については、第1回定例会において、全会派賛成の下、条例を可決しております。ただ、今回、多くの区民の方から陳情が提出されまして、昨日までに各委員においても利用者の皆さんのトレーニング室存続に対する切実な思いをお聞きしているところではあります。

そこで、ちょっと確認をさせていただきます。陳情文の中に区民館トレーニング室を利用している人の声を聞いたものではありませんという記載がありますが、これに関してはいかがでしょうか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 トレーニング室を利用している人の声についてでございますが、トレーニング室の現状を把握するため、トレーニング室を含む区民館の利用者500名に対しアンケートを配布しまして、371名から回答はいただいております。ただし、内容としましては、トレーニング室を利用したことがあるのか、また頻度はどれぐらいかなどでございますが、直接的なトレーニング室の必要性ということについては、聞いたことはございません。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 そうすると、区民館の利用者全体には聞いたけれども、そのトレーニング室利用者の皆さんには直接聞いていないということなんですね。このことが、その陳情文にありますように、突然の貼り紙や広報たいとうでの告知で初めて知り、利用者は大きな戸惑いと不安を抱いていますというふうな形で、その利用者の皆さんにとっては大切な健康づくりの場がなくなってしまうという、大きなショックを与えてしまったのではないかと思います。

区としても、決定事項だから押し通すのではなく、やはり利用者の皆さんの不安を解消するための丁寧な対応が必要ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 今回、チラシでの周知を先に行いまして、説明が後手に回っていると

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ということにつきましては、丁寧さを欠いてしまったと申し訳なく思っております。

今回の件に関する説明会を早急に準備しまして、なぜ2か所に集約しなければならなかったのかなど説明させていただきまして、その中で利用者の皆さんのご意見を伺っていきたいと考えております。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 そのぜひ説明会については、早急に開催してほしいと思いますけれども、では、実際にどのような形で実施するのか、周知方法を教えてください。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 まず、周知でございますが、本委員会終了後、速やかに、全ての区民館またトレーニング室内に説明会の案内チラシ、これを掲示いたします。また、ホームページでもご案内いたします。

説明会につきましては、平日だとなかなか参加が難しいという方もいらっしゃると思いますので、平日と休日、軽運動コーナーに変わる5つの区民館において、計10回の説明会を行ってまいります。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 分かりました。周知は本当にしっかりと行っていただいて、利用者の皆様が全て参加できるようにしてほしいと思います。今回、区の対応は、その利用者の皆さんからすれば、なぜ自分たちの意見を聞いてもらえないのか、なぜ一方的に進めるのかと感ずるのも当然だと思います。この陳情については、既に条例が可決しておりますが、ぜひ利用者の皆さんの声を丁寧に聞いていただいて、健康増進にける思いに寄り添いながら、新たな運用の中で反映できる部分についてはしっかりと対応していただきたいと思いますので、我が会派自民党としては、趣旨採択をお願いいたします。

○委員長 趣旨採択で。

◆望月元美 委員 はい。

○委員長 ほか。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 今の望月委員と重なるところもあるんですが、私の会派のほうも本陳情については趣旨採択がいいと考えております。

区民館トレーニング室については、先ほどもありましたが、既に議会でも説明を受けていて、一定の議論を得て見直しの方向性が示されているものと理解しています。そのため今回の陳情にあるように、現在の計画をそのまま撤回し、元の形に戻すということについては、難しい面があるのではないかと考えています。

一方で、本陳情からは、高齢者を中心とした利用者の皆様が身近な場所で運動できる場所を大切にされていること、また、健康維持や介護予防の観点からも継続利用を臨まれているということは伝わってまいりました。高齢化が進む中で、健康寿命の延伸や介護予防については、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区としても重要な課題であると思います。区には、今回の見直し後においても、区民が無理なく運動を継続できる環境の確保や新たな健康づくりの場の整備について、引き続き検討していただきたいと思います。そうした意味でも、本陳情の趣旨には賛同するものであり、私の会派としては、趣旨採択ということできせていただきます。以上です。

○委員長 趣旨採択で。

◆高橋えりか 委員 はい。

○委員長 ほかはいかがでしょうか。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 採択です。

まず、幾つか伺いたしますけれども、まず、このトレーニング室の条例を改めて見させていただきました。見ました。前回の委員会が終わって、この貼り紙があって、区民の方から区議会議員、何やってんだと、こんなこともチェックできないのかと、本当に区議会議員として必要なのかと、そういう厳しい声を伺いました。もう本当に猛省をするところであります。その利用者の方と秋間区議、風澤区議含めて少しお話を伺った中でも、やはり、高齢者が気軽に運動できるスペースは近くにないと困るというお話も伺ったんですけれども、この機器を廃止するというふうに決めたときは、政策的なところで先に決めたのか、区民アンケートを取って、そのアンケートの結果から、廃止でも、中の機器をなくしてもいいよねという判断をしたのか、その辺はどうなのか教えてください。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 アンケートを根拠として決めたものではございません。もともと課題として持っていたもので、それを庁内で協議を重ねた結果でございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 ただ、課題というのは、その機器がもう古くなって、そろそろ買換えとか入替えが必要だよねというのは、それ前回の委員会でも報告があったので、多分その辺がなのかなというふうに思うんですけれども、今回の機器をなくすということに対して、高齢福祉課とか、あと保健所とか、介護予防課とか、いわゆるその高齢者の健康管理を推進していこうねというような部署とは、一緒に会議体を持って、機器をなくすというふうに議論しているのかどうなのかというのは、その辺はどうでしょうか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 健康部門、また高齢の部門、またスポーツですね、等を含めて、庁内の検討会で議論を重ねております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 その検討会の中で、いや、機器は入替えをしようよ、もしくは一部分は残したほうがいいんじゃないかみたいな、異論が出るようなことはなかったんですか。

○委員長 区民課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎櫻井洋二 区民課長 今回は機器のその老朽化というのも要因の一つではあるのかもしれませんが、一番大きいのは、やはり今現状は、貴重な公共スペースですよね。それが、本来10使えるところを、今はトレーナーさんのいる時間帯しか開けていない。実質10のうち2ぐらいしか使えていない、有効に活用できていないのではないかとというのが皆さんの共通の意見ではございました。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 トレーナーさんの件で言えば、過去、委員会も含めて求めてきたところと言えば、本当にトレーナーさんの時間を増やしてほしいというのが区民の方から話があって、委員会の中で、もっとトレーナーの時間を増やせないのかって言って、若干増やせます、増やしたという経過があるので、そのところは一定評価をしつつも、やはり今回、健康増進というのを台東区はこれ本当に掲げていて、それは高齢者でも障害者でも、もちろん健康者でももっともっと元気に過ごしていただきたいというのが大きな柱であるわけで、そういう中で、ちょっと異論が出てこなかった、もちろんヨガとか、そういう床を使った体操というのも必要だよね、それも気軽にできるよねというのが出てきたからというのは、理解はするんですけども、ちょっとそこは台東区全体が健康づくり地域というところでは弱く出てしまったなというふうに感じています。

区民の方から連絡を受けて、またその会合の中でも、病気になってね、なのでドクターから運動しなさいというふうに言われて、その場所が近くにあるので、その場所を家族と一緒に行ったことで高血圧が解消したとか、あと要介護の方、要支援の方も、そのトレーニング室に家族と一緒に行って、もちろんその歩く往復のところも含めて、いろいろな要素があったのかなとは思いますが、認知機能が回復したとかいうのを伺いましたけれども、そういう要介護者であったり、軽度の病気、運動が可能な病気の人が使うとかいうのの想定というのは、何かされてはいたんですか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 今回、私どものほうとしましても、非常に健康の支えとしてトレーニング室を利用されているというのは大変うれしく思っておりまして、感謝しているところでございますが、例えば、マシンはなくなりますけれども、その体を動かす場所というのは、スペースは確保してございますので、そこで、例えばストレッチや、または区の事業で行う、そういった介護予防の教室等に参加いただき、引き続き健康維持に努めていただければなど期待しているところでございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 継続的に運動するというのが一番大事なんだと思うんですね。私も本当に医者から1日1万歩以上歩きなさいと言われながらも、全然その数には届きませんが、本当にやはり継続的にやるというのが大事だと思うんですね。そういう意味じゃあ、いま一度、話は聞くということではあるけれども、考えていただきたいなと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そこまでの質問にして、採択です。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 ついこの間ですよ、3月、前回の委員会でこの報告を受けて、私たちはこのトレーニング室の転換について、報告事項も含めて了承をして、賛成をしていきました。さらには、その後の本会議でも、全議員がこの件に賛成をしたんだよね。だから、この陳情の趣旨ってさ、先ほど次長が言ったけれど、見直しとか再検討じゃないですか。見直し・再検討を趣旨採択するということは、その条例案の改正自体を元に戻すということか。

○委員長 趣旨採択じゃない、採択するということ。

◆青柳雅之 委員 趣旨採択もそうだけれど、趣旨だってそうでしょう、趣旨も。

だから、私は今までのいろいろな議会の流れとしては、これを趣旨採択だったり採択をするというのは、なかなか思い切った判断だなというふうに思って、拍手を送りたいと思います。

この間、非常に多くの陳情者の方から直接お電話をいただいたり、メールをいただいたり、お話をする機会は結構ありました。それで、やはりやり方まずかったのかなとか、ちょっと誤解が生まれているなというの、結局その広報たいとうと、あとはその施設に、いわゆる周知の貼り紙をしたということで、その後、どんな施設になるのかなというところが見えない中で、一方的に期限を、期限がもう区切られて、ここはなくなってしまうということで、これだけ多くの方たちが反対の声を上げたということなんですね。

先ほど望月委員の答弁もありましたので、これからいろいろ説明会を開いたりとか、あるいはいろいろな形で声を聞く機会を設けるといことなので、この点は大分解消されていくのかなというふうに思っています。ただ、幾つかその私もお話しする中で、問題点があるなというふうに思ったのは、地域的な偏りみたいなのが、やはりちょっと難しいところがあるのかなというふうに思っています。というのは、大体お話ししてきた中で、その機械、マシンじゃなければどうしても駄目だという方と、マシンじゃなくても、それに代わるような運動スペースができるのであれば、それはその内容を見てから、反対はしなくてもいいよという話があったんですね。ただ、今、どなたからもお話ありましたが、今までずっと機械を使っているいろいろなトレーニングを定期的にされていたという方からすると、それがなくなってしまうこと自体が非常に抵抗感があるみたいな話なんですね。ですので、それに代わるものができるのかというところですよ。

例えば、その距離の話もしました。浅草の南部のエリアに住んでいる方で、今までは台東一丁目区民館まで大体15分ぐらい歩いて通っていたという方なんですね。今回その寿が、私、地図を見ながらお話ししていたんですけど、結構近いんですよ。もしかすると15分かかんないで寿のほうが行けるのになと思ってお話ししていたんですが、寿区民館までは歩いて30分かかるといいうんですね、その方は。それで実際歩いてみたんですかって言うと、いや、みんなが言っているというんですよ。

だから、そういう何か元から反対の気持ちがあると、仮に近くの施設があったとしても、そ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れがもうすごい遠くのものだというふうに思ってしまったとか、ちょっといろいろな誤解がまだあるのかなというふうに思っていますので、その辺のその個別な対応になってくるのかなと思いますね。まとまって皆さん反対をしていると、あれもこれも、あれもこれも反対なんです、私、大体20人以上の方と話ししましたし、トレーニングルーム使っていない方たちとはしょっちゅう話ししていますけれども、やはりトレーニングルームを毎週のように定期的に使っていた方に対しては、相当、辛抱強くお話をしていかないと、なかなかできないのかなというふうに感じました。

あとは、介護予防の話もありましたね。これも、実際うちの母も使っていますが、介護予防の事業者さん、要支援とかから行く事業者さんって区内に結構あるんですが、そこもそれなりのいい機械持っているんですね。ただ、利用時間とかも限られているので、意外とガラス張りで見えるような、その介護の事業者さんは、そういった機械は意外と空いているところがあって、ですので、今のところ要支援とか要介護とかになってからしか使えませんが、今のその実際に区民館を使っている方たちの話を聞くと、結構要支援とか要介護になっても区民館を使っていたりとか、介護予防の一環で使っていたりとかいうことはあると考えると、その辺りの有効活用というんですか、区民館からマシンを取っ払いました、あとは特定の場所まで歩いて15分、30分通ってくださいというだけじゃなくて、逆に、そのご近隣にある高齢者施設、高齢者のためのデイサービスとかの機械を介護予防、要支援とかになる前の方も使えるようにするとか、これはもう少し踏み込んだ、何か取組をやらないとまずいのかなというふうに思っています。

ただ、その上で、先ほどから区民課長が答えていますが、これは、じゃあ区民館の守備範囲なのかとか、区民課のお仕事なのかってなってくると、そこもちょっと違うんじゃないのかなと思うんですね。例えば健康課であったりとか、あるいは高齢福祉課であったりとか、そういった所管の事業というものもきっちりとアナウンスをしていくということも大事なのかなというふうに思っています。

最初に質問させていただきたいと思います。前回の委員会でも説明ありましたが、この公用事業というんですか、区の独自プログラムというんですか、これはどのぐらいの頻度で、その今回廃止する区民館、5つありますが、どのぐらいの頻度まで整ってきましたか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 軽運動コーナーで行う公用事業でございますが、今回これを、事業に当たりまして、事前に全所属に対して調査を行いました。その中で、10以上の課で、こういうことで利用できればなというご意見はいただいております。その中で、今年度実際にやっていただけることを期待しているのは、介護予防の事業と、あと子供の事業ですね、ということで、今、期待しているところでございます。

頻度としましては、今年度は年度の途中から変更いたしますので、行けばやっているみたいな形にはならないとは考えています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 分かりました。そういったことも含めて、柔軟に対応していただきたいなと思いますし、あとは何だろうな、お話ししていて本当にいろいろなことが分かりましたけれども、何だろう、どこから言おうかな。

そう、機械を全部撤去するって話だったじゃないですか、5つのセンターについては。あれ、違ったっけ。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 今回2か所に集約するんですが、それぞれの場所で機械が10年以上のものもございます。なので、この7館を2館にまず機械を集約して、10年以下のもので集約すると。なので、機械を撤去するというか、なくす5つの館の中でも比較的新しいマシンについては、残す2館の古いマシンと入替えというのも考えてございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 ということは、その5つの館においても機械は残るところもあって、それも使えるのかな、残らないのか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 すみません、説明が、申し訳ございませんでした。基本的には全て撤去いたします。撤去する中でも、使用しているのが10年未満の比較的まだ使えるマシンについては、残すところの古いマシンと入れ替えながら使っていくということでございます。

◆青柳雅之 委員 分かりました。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 これ面積もここに書いてありますけれども、例えば、どことは言いませんが、結構その機械もそこまで、何ですか、きつきつに置いていなくて、意外と広いスペースの中に点々と置いてあるところなどは、機械が置いたままでも残ったスペースでいろいろなストレッチとか体操できるんじゃないかなんていうふうに思ったところがあるんですね。それでいくと、トレーナーさんが必要になるような機械というのは、引き続き置くことはできないですが、何かそこまでじゃない、自重運動ですか、とか、そういうのができる簡単な機械とかは残せるのかなと思ったんですが、その辺はいかがですか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 現在置いてあるマシンにつきましては、有酸素系と筋力系があるんですが、いずれにしても、マシンにつきましては、やはりトレーナーさんがいないというふうに考えているというか、やはりリスクがあるものですので、やはり、トレーナーさんがいなくても誰でも使えますよというふうにはできないと考えています。

◆青柳雅之 委員 できないのね。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 分かりました。その辺りですね、はい。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ちょっと長くなってしまいうから、そろそろまとめますが、それと、私、前回もこれ言いましたけれども、新たな転換によって、今まで使えなかった人たちも、いろいろな方たちが集まるような施設になっていくのを期待するというふうに申し上げました。特にアンケートの中で、例えばヨガとかピラティス、太極拳、こういった項目も出ていたりとか、あとは子供たち向けですね、こういうあれというのは、ここに書いてあるようなものというのは、公用の事業で枠をはめていくような考え方はあるんですか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 今、委員おっしゃるようなイメージで考えてございます。

◆青柳雅之 委員 考えていますね。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 分かりました。非常にややこしくなってきましたが、私の頭ん中ですね。

先ほどから言っているとおり、一つの結論としては、これだけの形で、つい3か月前にこの委員会でこの方向性を皆さんで了承し、そして、本会議でまでやったものを、陳情の趣旨というのは、なかなか受け止め方によって違いますが、次長が先ほど一番最初に説明した陳情の趣旨説明としては、見直し再検討なんですよね。私は、なかなかそこまで踏み込んで趣旨採択とは厳しいなと思ひまして、私個人としては、継続で、その間きちんと説明をする中で、皆さんの声、あるいはその行政のいろいろな取組、あとは議会での決定事項でもありますから、そこをどうコントロールというか調整していくのかということに期待をしたいなというふうに思っていますが、会派としては採択あるいは趣旨採択を求める声が多いもんですから、3人の会派ですからね。ということで、私個人の意見としては継続ですが、会派としての取扱いとしては趣旨採択でお願いしたいと思ひます。

○委員長 ほかいかがでしょうか。

弓矢副委員長。

◆弓矢潤 副委員長 今回、区民館トレーニング室の利用者の皆様をはじめ、そのご家族や地域の方から……。失礼しました、もう1回やり直します。

今回、区民館トレーニング室の利用者の皆様をはじめ、そのご家族や地域の方からたくさんお声をいただいております。

そこで、まず1点確認させていただきます。区は今後、先ほど説明あったとおり、説明会を複数回開催するとおっしゃいましたが、これは単なる説明にとどまらずに、利用者の皆様のご意見を丁寧に伺って、その上で、反映できるものについては柔軟に対応していくという認識でよろしいでしょうか、確認させてください。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 今回説明会の中で、今回も枠と方向性は決まっておりますので、その中でご意見を聞きながら、反映できる部分については反映していきたいと考えております。

○委員長 弓矢副委員長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆弓矢潤 副委員長 承知いたしました。

今、課長からも、皆様のお声を丁寧に伺いながら対応していくというふうな明確にご答弁されましたので、ぜひそのように対応していただきたいと思います。

本陳情につきまして、私も大変悩みました。私もほぼ毎日、お一人、お二人とお電話をいただきました。時には1時間を超えて、じっくりとお話を聞かせていただくこともありました。その中でも特に印象的だったお話がありまして、当初は歩行も困難なほどの状態だった方が、区民館トレーニング室を継続して通われたことで体力が回復し、体も丈夫になり、今では筋力トレーニングにも取り組んでいらっしゃるというふうなことでした。私は、この方に象徴される体験こそが、本区の施設が果たしてきた役割であると感じました。だからこそ、本陳情に込められた皆様のお気持ちやご不安な思いというのは十分理解できるものであり、真摯に受け止める必要があるなど感じております。

一方で、第1回の定例会におきまして、マシンの老朽化や利用時間の制約、施設の有効活用、さらには幅広い世代の利用促進といった区の説明にも一定の合理性があると判断し、私も賛成いたしました。しかし、その後、多くの利用者の皆様のお話を伺う中で、利用者数だけでははかることのできない価値であったり、代替施設の在り方など、さらに丁寧に考えていくべき課題があることも認識いたしました。また、私自身も多くの利用者の皆様のお話を伺う中で、私自身が考えさせられることや学ばせていただくこともありました。

区におきましては、先ほど課長ご答弁されましたとおり、今後の説明会等を通じて利用者の方々の皆様のお声を丁寧に伺い、反映できるものについては可能な限り反映していただきたいなど思っております。また、説明を行うだけで終わるのではなく、その誤解であったりご不安とか懸念とか様々なものにも向き合っていて、今後の施設運営に生かしていただきたいことを強く求めます。

以上の理由から、我が会派におきましては、本陳情において趣旨採択とさせていただきます。以上です。

○委員長 これより採決いたします。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 区民課長、今回の条例改正、前回の委員会での、現行は、談話室及びトレーニング室については個人の利用に限るところが、改正（案）として、談話室、追加で言葉が入るのが軽運動コーナー及びトレーニング室が云々と、そういう言葉が、一言というのかな、1行入ったわけですね。

そもそもこの条例を見ると、そのトレーニングマシンを置くとか置かないとか、別にどこか。別にどこかに書いてあるべきわけではないというふうに思っているんですけど、その辺、条例上どうなんですか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 条例上は、マシンという言葉は出ておりません。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 そしたら、例えば10年ぐらいをめどにして、新しいものを入れ替える、かつ、まだ使えるものは別のところで使っていく、それは別に否定するものではないんですけども、例えば、これからの区民の方とのディスカッションの中で、マシンを置いてほしいんだという話があったときには、例えば、要綱であったり運用のところで、マシンを購入して置くということも可能ですよね。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 可能かどうかと言われれば、可能だとは思いますがけれども、もともと今回……

○委員長 続けてください。

◎櫻井洋二 区民課長 今回の3月第1回定例会の報告案件でも、マシンをなくし、その有効なスペースを生み出していくということで了承いただいておりますので、マシンを置くということは考えてございません。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 それともう一つ、年度の途中でこんな撤去をし始めることで、ほかの所管が計画をしているものが連日のようにあるのかということでは、そういう状態にはないということが答弁でありましたけれども、そうすると、区民の方が別の体操であったとしても、やろかなと思って行ったらできないというような状況というのは、やはりつくるべきじゃないだろうなって思うんですね。すごく、ちょっとカレンダーを見ながら、こういうスケジュールですよというスケジュール感をきちんとやはり区民の方と話をして、じゃあどうしていくんだというのは議論していただきたいなというふうに思います。

先ほど青柳委員から、採択でいいのかということでは、すごく、本当に会派として区民の声を聞き取り切れなかった、またそれに前回賛成してしまったということは猛省をしつつ、じゃあどうなんだということでは、ここで採択をして挙手を求めることはしません、会派として趣旨採択でやっていただきたいと。

ただ、本当にその区民の方が必要なものについては、1つのマシンが確かに100万とか120万とかしますよ。しますけれども、それが買えない区民課の財力じゃ…区民課じゃない、台東区の財力ではないですし、また、先ほどから来、言っているように、ほかの所管も健康増進というのでやっていくんだというのは、もうそれは議員も区役所側もやはり健康増進というのは必要だよというふうに言っているところでありますので、もちろん幼児が運動できるスペース、もっと欲しいと思います。その機械がなければ、みんなで走り回って遊べるよねというようなスペースになるかもしれないんですけども、それはまた違うところを工夫してつくるのか、浅草橋のほうのヒューリックのワンフロアを、もう常時子供たちが遊べるようなところにしてしまうとか、そういうふうに別の方法が取れると思うので、今回の陳情については趣旨採択をしつつ、台東区内での健康増進は、区民課だけじゃなくて、本当に全庁的に、異論が出ないよ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うな台東区というのはおかしいと思うので、やはりそこは議論していただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長 これより採……。

区民部長。

◎内田円 区民部長 ただいま区民館のトレーニング室について、様々ご意見・ご議論いただきましてありがとうございました。

トレーニング室の展開につきましては、利用の実態等を踏まえ、庁内での検討を重ねた上で、区として判断をさせていただいたものでございますが、先ほど区民課長が答弁しましたとおり、周知のタイミングや方法には反省すべき点がございまして、1,000名を超える方からの陳情は重く受け止めているところでございます。

今後、各館で開催してまいります説明会では、利用者の皆様に丁寧に説明をさせていただくとともに、ご意見やご要望をお聞かせいただきたいと思いますと考えております。

限られた区有施設の空間が区民の皆様の健康増進の場として、より有効にご活用いただけるよう取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、これより採決いたします。

本件については、趣旨採択の意見が多数でありますので、趣旨採択することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

○委員長 次に、案件第7、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の特定事件については、議長に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決定いたしました。

---

○委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情者の住所、氏名の朗読については省略いたします。

(久木田議会事務局次長朗読)

---

○委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、補正予算については、報告を聴取するのみで、質疑は行いませんので、よろしく願

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いたします。

初めに、教育委員会の補正予算について、庶務課長、報告願います。

庶務課長。

◎山田安宏 庶務課長 それでは、本定例会に提案している補正予算のうち、教育委員会に係る予算についてご説明をいたします。資料は2をご覧ください。

歳出でございます。歳入予算を200万円増額し、補正後の総額を243億3,045万円といたします。

資料2ページをご覧ください。課別の詳細でございます。庶務課がバンビ教育振興基金の新設により200万円の増額でございます。

補正予算の説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

---

○委員長 次に、東京都台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」の指定管理者の選定について、学務課長、報告願います。

学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 それでは、東京都台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」の指定管理者の選定についてご説明をいたします。資料は3でございます。

霧ヶ峰学園につきましては、本年度で指定期間が満了となりますので、指定管理者の選定を行うものでございます。

項番の1、対象施設は、少年自然の家「霧ヶ峰学園」で、所在地や施設内容は記載のとおりです。

また、項番2、現行の指定管理者は、株式会社ニッコトラストでございます。

次に、項番の3、次期指定期間は、令和9年4月1日からの5年間となります。なお、本指定期間中に施設保全計画に基づく修繕が予定をされておりまして、

項番の4、(1)選定方法については、台東区指定管理者制度運用指針の3の(1)公募の原則を適用し、公募型プロポーザル方式で選定をいたします。

(2)の選定手続は、選定に当たって指定管理者選定委員会を設置し、事業計画書等に基づいて、指定管理者としての適性を判定いたします。

2ページをご覧ください。選定委員会の構成及び選考基準(案)については、資料記載のとおりでございます。

最後に、項番の5、今後の予定ですが、本日ご了承いただきましたら、7月から募集を開始しまして、9月以降、3回の選定委員会を経て指定管理者候補者を決定し、第4回区議会定例会において指定議案を提出させていただき予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

弓矢副委員長。

◆弓矢潤 副委員長 こちら自体は了承なのですが、1点ご要望をちょっとさせていただきます。

項番4番の2番の選考基準の審査項目のところなんですけれど、危機管理・安全確保の取組とありますが、今、夏場の暑い、その熱中症というのはもちろんなんですけれど、全国的に話題になっている熊とか野生動物の出没などもありますので、特にこちらもすごく場所的に出る可能性は十分あり得ますので、もちろんこの審査項目に入っているんですけど、よりしっかりとここについては見ていただきたいなと要望させていただきます。以上です。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。ごめんなさい、失礼しました。

ただいまの報告については、ご了承願います。

---

○委員長 次に、令和8年度グローバル教育の推進（中学生海外短期留学派遣）事業派遣生徒選考結果等について、指導課長、報告願います。

指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 それでは、令和8年度グローバル教育の推進（中学生海外短期留学派遣）事業派遣生徒選考結果等についてご報告申し上げます。資料4をご覧ください。

項番1、事業概要につきましては、記載のとおりでございます。

項番2、選考方法につきましては、第一次選考で書類審査、第二次選考で集団討論と集団面接を実施いたしました。

項番3、応募・選考状況につきましては、71名の生徒から応募があり、第一次選考通過者が45名、第二次選考通過者が20名となっております。20名の学校別の内訳としては、各校2名、またグローバル教育重点指定校の上野中学校と桜橋中学校につきましては5名となっております。

項番4、派遣期間につきましては、令和8年8月4日火曜日から令和8年8月13日木曜まででございます。

項番5、派遣先での主な活動内容につきましては、現地校訪問や交流、ホームステイ、また市内視察、フェアウェルパーティーなどを予定しております。なお、訪問する学校につきましては、本区の姉妹都市であるノーザンビーチ市の学校で調整が整っております。

項番6、引率につきましては、中学校長を団長として1名、中学校教員3名、また事務局1名の合計5名で、いずれも既に決定しております。

項番7、主な行事日程につきましては、記載のとおりでございます。なお、報告会につきましては、昨年度同様、各学校の派遣生徒がそれぞれの在籍校におきまして実施をいたします。

また、解団式の様子につきましては、区のケーブルテレビにより取材を行い、ニュース番組で紹介するとともに、台東区公式ユーチューブチャンネルで配信等を通じ、小学生及び区民の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

皆様へ広く発信・還元する機会としたいと考えております。

報告は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

望月委員。

◆望月元美 委員 この中学生海外短期留学派遣の事業は、もう長年ずっと続いておりまして、とても素晴らしい事業だと思っております。

それで、令和元年にデンマークに行って、その後の令和2年からは、その後、残念ながらコロナで中止になったという経緯がございます。令和6年から今度オーストラリアのほうに行くことになって、今回3回目ということなのですが、デンマークからオーストラリアに変わったことよっての、例えば、メリットだったりよかったこと、あとは実際にこの令和6年、7年行って、その成果なり、あとは今回の令和8年度に向けた、何か改善したことがあれば教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 まず、オーストラリアに移しました令和6年度から3年たちまして、メリットといたしましては、例えば移動時間の短縮、またビザが少ないことによりまして、派遣生が体調を管理しやすく、ところがまず上げられます。また、現地校におきましては、日本語学科があることなどから、お互いの文化への理解、これが深まりやすい環境にあるということで、交流の手応えを感じているところでございます。

また、今年度3年目の派遣ということで、1人1台端末におきましたGoogle Workspaceの導入も今年度、教育委員会として進めておりまして、そこによる事前学習の充実、例えば、共同編集でスライドを作るであるとか、事前学習等のチャットでの交流を含めまして、学習の充実を果たしてまいりたいと考えますし、また、自宅でのオンライン英会話、これなども取り入れて実施する予定でございます。以上でございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 分かりました。やはり子供たちにとって、この行ったことよっての素晴らしい経験になると思うんです。ただ、やはり海外ですので、また安全面に対してもしっかりと万全をして進めてほしいと要望しておきます。以上です。

○委員長 ほか。

青柳委員。

◆青柳雅之 委員 何点かございます。まず、以前から申し上げていたとおり、これ毎年20名じゃないですか。グローバル教育というのは、教育のいろいろなシーンにも入っているとおり、特定の生徒だけに必要なものではなくて、台東区の区立中学に通う全員にひとしく機会が与えられるべきだなというふうに思っています。区長、前、私も北海道の鹿追町というところが全高校生にカナダに留学の機会を与えているということを話しましたが、実は最近、23区の中でも修学旅行が海外に行くという自治体の話は随分出ています。まだ23区の中で1自治体だけ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なのですが、やはりシンガポールですね、全ての中学生の、あれは。いろいろな教育の目標とか、そういうのも書いてありますが、やはりその、港区なんですけれどね、港区さんは、地域に大使館だとか、そういうところも多いので、もともとグローバルですとか国際化、国際的な人材育成みたいなものも求められているということなんです。ただ、やはり台東区も、これだけ多くの来街者の方たちがいらっしやっているわけで、もちろんそういった観光地にいるだけでも外国語に触れる機会が非常に多いというのにはありますが、やはり教育旅行の中で海外に行くというのは、一つの流れに23区でもなっていくんじゃないかなというふうに思っています。

ですので、これは1点目は要望にしておきますが、やはり20名の選抜だけじゃなくて、いろいろな展開をぜひ検討していただきたいなということを、改めて要望しておきます。

その上で、今回も応募者自体が70名、そこから絞られていくわけなんです、これだけの取組、もう少し応募だけでもエントリーする生徒、多くてもおかしくないなというのを思っているんですが、何でこれだけ少ないのかと。もちろん夏休みのこの期間ですから、部活と重なっているとか、家族の行事があるとか、いろいろな理由があると思うんですが、1つ、これが課題だったら嫌だなというふうに思うのが、費用負担の問題ですね。以前からお話出ているんですが、台東区の場合もほかの自治体と同じで、5万円の自己負担ということです。その上で、就学援助をもらっている方については、その5万円の自己負担はありませんよというアナウンスをしています。ただ、パスポートの取得代、あるいはスーツケースを用意しなければいけない、あるいは、もちろんいろいろな雑費がかかりますよねというところで、こういったところにまでサポートをしているのが、以前も出ましたが、お隣、墨田区ですね。これ要項にも書いてありますが、墨田区さんの、パスポート代は1万1,000円、スーツケースのレンタル代については9,000円、そして、現地でかかる雑費は約3,000円、これを支給をしますよということで、ハードルがどんどん下がっていくんですね。

私は、選抜体制20名だけで行くのであれば、台東区の代表として向かうということも含めれば、5万円の自己負担もなくいいんじゃないかなというふうに思っていますよ。というのは、就学援助って、中学2年生だと、自分ちが就学援助かどうかということも知らないまま育っている子たちもいらっしやるんですね、子供に一々言いませんから、親は。そうすると、ご両親の、ご家庭の顔をうかがって、さすがにこの5万円プラスいろいろな雑費を考えると、これに行きたいって言ったら親を困らせることになるなみたいな配慮でエントリーできない方も中にはいるんじゃないかと思えますよ。

そういった意味では、20名の選抜体制で行くのであれば、なるべく負担を、就学援助の家庭でなくても負担を減らしていくべきだと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 今、委員ご指摘のとおり、全ての生徒がこうした海外派遣の応募の機会を得るといふようなところは非常に大事な観点ですし、その上で、一定程度の出費について、なるべく抑えるという考えも、私としても理解をしているところでございます。今年度の派遣

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

につきましても、第1回の保護者説明会がございましたので、そういったキャリーバッグの用意であるとか、そういったものに対して、直接費用は予算立てていないんですけれども、例えば、昨年度行った派遣生の上級生がいるので、そういった方から借りたりとか、いろいろ算段する方法を学校とも模索してまいりながら工夫してまいりたいと、このように考えているところがございます。

また、その他のパスポート等の費用等にあるから応募できないというところについては、来年度に向けて保護者アンケートなどを取りながら、そのお声を聞いてまいりたいというふうに、このように考えているところがございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 その数万円の費用負担が厳しいから、なかなか応募できないとかあれだということは、親にしても言いたいことじゃないですよ。それも含めて、やはり負担を軽くしていくという取組は重要だと思います。

あとスーツケース、上級生に借りればいけないかって話ありましたけれど、それだって、今の世の中で、じゃあそこで何かお茶菓子ぐらい持っていかなければいけないかなとか、いろいろな気遣いが生まれるわけですよ。それに比べれば、お隣、墨田区さんがやっているように、分からないようにレンタル代ぐらいは用立ててあげるといのは、一つの配慮なのかなというふうに思いますので、その点はぜひご検討いただければと思います。決してその誰かに借りればいいのかという話ではないと思うんですよ。

それと、最後にもう一つ、じゃあグローバル教育は何かということですよ。こうやって港区さんみたいに全中学生を海外に教育旅行するというのはありですけども、その逆で、台東区の場合は、これも何度も言っていますが、区内の観光のすごい観光客が多いゾーンに行けば、ともすると、国内在住者より海外から来た方たちのほうが多いぐらいの場所が幾らでもありますね。そういう意味では、その環境をうまく利用してグローバル教育というのはできるんじゃないかなと思いますが、そういう取組というのは大分進みましたか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 観光都市である台東区のよさを生かして、教育活動の中でこうした国際理解教育であるとかグローバル教育を進めているというようなところは、コロナ以前、非常に多くやっておりました。例えば、観光客にインタビューをしてみるとか、小学校段階からそういった活動が学校の中で行われているというふうに承知しております。コロナの発生に伴って、しばらくそういった交流といったところが一旦なくなりましたけれども、令和5年以降、そういった活動は徐々に取り戻してきている部分もあろうかと思っております。

また、1人1台端末等の配備、GIGAスクール構想によって進みましたので、そうした調べ学習とかも、より身近なところで海外の状況だとか国際問題についての情報というのもより入りやすくなっていると思っております。総合的な学習の時間等におきまして、そういった取組を進めていっている学校は増えていきますので、今後、台東区としても重点事業の一つになっ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ておりますので、引き続き、指導課としても指導をしてみたいと考えます。以上です。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 今後とも台東区の特性を生かしたグローバル教育をぜひ研究していただきたいと思えます。要望しておきます。以上です。

○委員長 ほか。

弓矢副委員長。

◆弓矢潤 副委員長 2点お伺いいたします。まず、この事業、すごくいいなと思えます。特に若い人、若いといっても中学生ぐらいの年齢の方が海外に行って、いろいろな見て、聞いて、触れ合っというのすると、感受性も豊かですし、今後このビジョンというか、そういうところも可能性も開けていくのかなと思っております。

また、青柳委員がおっしゃるように、この71名の応募者なんですけれど、もっともっと応募者が増えればいいなというふうに思っております。

この生徒のところじゃないのですが、6番の引率のところ、団長1名、これは校長ということなんですけれど、中学校教員3名とありますが、こちらというのはどのように選出されているのか、毎年替わっていくのか、その辺り、ちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 引率教員の決定に当たりましては、まず、中学校長会に依頼をしまして、教員また校長の推薦を受け、教育委員会で決定しているところでございます。

○委員長 弓矢副委員長。

◆弓矢潤 副委員長 承知いたしました。

例えば、中学校の教員であれば、教員、たくさんいらっしゃると思うんですけれど、どういうふうになら選んだりされていますでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 校長会に選定するに当たりましては、派遣引率に当たっての使命感であるとか熱意、また、英語科や保健体育科といった現地との交流に直接資する教科の専門性と、また生活指導力、あるいは引率の教員の男女比も大事であったり、所属校のバランスなどもありまして、総合的に勘案しながらご推薦をいただいているところでございます。

○委員長 弓矢副委員長。

◆弓矢潤 副委員長 生徒だけでなく教員自身も、このような海外の体験を通して、子供への接し方や自分自身の教科への取り組み方などにもすごく影響があるのかなと思えました。本当に生徒だけでなく、教員もしっかりとそれに向けて意識を高めて、さらに、その後の還元というところにつなげていただきたいなと思えました。

もう一つ、最後の質問なんですけれど、全体に関わりますが、主にこの7番の日程のところではありますが、結団式から始まって、最終報告会を通してこの取組は一旦終了だと思えます

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が、これ本当にこの事業、たしか2,000万円以上の公費があつて、本当に1人に換算すると、すごいお金がかかるという言い方はあれなんですけれど、それぐらいすごく期待をされて海外に行つてというふうなことで、素晴らしい取組だと思ふんですけれど、その生徒が報告会で終了という、一旦それ今、現状そうなっていると思ふんですけれど、その成果還元というところについてはどのように考えていますでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 委員がおっしゃるとおり、単年度というところではいきますと、今回お示したように、報告会をもちまして成果還元というところでは一区切りとも言えると思ひますけれども、その後についても、やはり成果還元の視点は大事だと考えております。報告会のほかにも翌年の応募に当たって、海外派遣を経験した生徒がサポートしている学校、来年度の応募に当たって子供たちに話したりだとか、また応募、派遣生になった方への後フォローというか、不安等を聞き取ったりして、こうだったよというようなところで交流をしている学校もあると認識しております。

今年度も含めですけれども、派遣生徒の事前学習において、昨年度派遣した派遣生がボランティアみたいな形で参加していただいたりというようなところも今、検討を進めているところでございます。以上です。

○委員長 弓矢副委員長。

◆弓矢潤 副委員長 様々なことを今していただいているということが分かりました。学校によって、その取組というのは様々ではあるとは思ふんですけれど、今、本当に課長がおっしゃるように、実際に実体験を持った生徒がいるって、またその本人から話を聞けるというのは、この次の世代の、行こうかどうか考えていたり、不安だし、こういうこともあるのかなと思つている生徒からしたら物すごく大きな後押しになるなと思つておりますので、ぜひその説明会のおきであったり、相談会であったり、様々な場面でお話が聞けるような体制を、負担になり過ぎてはいけないというところは承知しておりますが、ぜひ整えていっていただきたいなど要望をさせていただきます。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、清島温水プールにおける幼児と保護者の時間枠について、スポーツ振興課長、報告願います。

スポーツ振興課長。

◎榎本賢 スポーツ振興課長 それでは、清島温水プールにおける幼児と保護者の時間枠についてご説明いたします。資料7をご覧ください。

初めに、項番1、概要です。現在、清島温水プールでは、毎週土曜・日曜日の一部の時間帯でプールの水深を浅くした、幼児と保護者の利用枠を設けておりますが、夏休みの平日に利用枠を求める声があることから、試行として、土曜日・日曜日に加えて、夏休みの期間中の平日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

に、新たに幼児と保護者の利用枠を設けるものでございます。

次に、項番2、幼児と保護者の利用枠についてです。(1)日時は、7月22日以降8月26日までの毎週水曜日、各日とも11時30分から13時30分といたします。

(2)水深は、通常の一般利用では120センチのところを80センチといたします。

(3)利用者ですが、通常の一般利用では、満3歳から小学校入学前の未就学児は利用することはできませんが、この時間帯、この時間枠では、保護者同伴であれば、未就学児も利用可能となります。その他の利用者は、資料記載のとおりでございます。

最後に、項番3、今後の予定です。本委員会終了後、ホームページや館内などにて周知を開始いたします。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

---

○委員長 次に、区立図書館の臨時休館等について、中央図書館長、報告願います。

中央図書館長。

◎村上訓子 中央図書館長 それでは、区立図書館の臨時休館等についてご説明いたします。資料8をご覧ください。

本件は、本年第1回定例会の本委員会でご報告した中央図書館のリニューアルとシステムのリプレースにつきまして、図書館の休館やサービス休止の日程が決まりましたので、ご報告するものです。

項番1、概要です。区立図書館で使用している図書館情報システムのリース契約終了に伴い、システムを停止し、機器やサーバーの更新、データ移行等を実施いたします。また、12月1日の中央図書館リニューアルオープンに向けた移転作業等に伴い、中央図書館は、臨時窓口の閉鎖やレファレンスサービスの休止を行います。

項番2、期間です。(1)システムリプレースに伴う全館の臨時休館は、11月1日から11月12日の12日間となります。

(2)中央図書館臨時窓口は、11月24日に閉鎖をいたします。

(3)郷土資料を活用した中央図書館のレファレンスサービスは、9月13日から11月30日まで休止をいたします。

項番3、各図書館への影響についてです。全ての図書館について、システムリプレースに伴う全館休館では、資料の検索・予約等のウェブサービス、電子図書サービスも全て停止いたします。ブックポストで返却が可能な資料については、可能になっております。中央図書館臨時窓口について、リニューアルオープンに向けた準備に伴い、臨時窓口は11月24日に閉鎖いたしますが、ブックポストでの資料返却は可能です。また、レファレンスサービスについては、移

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

転作業に伴い、休止いたします。調べ物に活用できるサイトやリンク集のご紹介や簡単な資料検索サービスにつきましては、開館中は対応が可能です。

2ページをご覧ください。項番4、周知方法については、広報たいとうやホームページ、SNS等を活用し、丁寧な周知を図ってまいります。

最後に、項番5、今後の予定は、記載のとおりです。丁寧な周知を行いながら進めてまいります。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

青柳委員。

◆青柳雅之 委員 各図書館への影響ということで書いてありますが、中央図書館が縮小しているときに、根岸とか石浜とか、ほかの図書館に一部の蔵書を移動したんですけど、何かそういう取組があったような気がしたんですが、それはこの後、どういうふうに戻すんですか。

○委員長 中央図書館長。

◎村上訓子 中央図書館長 中央図書館の蔵書につきましては、現在、数か所にわたって保管をしております、各分館等への移設というか移管というのは、特に行ってございません。

◆青柳雅之 委員 それはしていないんですか。分かりました。ごめんなさい。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 じゃあ、それをまた戻していくということで、よかったと思います。

それと、ここに郷土資料についての記載があるんですが、実は、先日の文化・観光特別委員会で、台東区の図書館が持っている様々な郷土資料を区内のイベントとかで貸出し、活用ができたらいいのかなという要望の声があったんですね。具体的には、「べらぼう」とかに関連する「吉原細見」であったりとか、浮世絵であったりとか、そういう時期の資料なんですね。ただ、担当のそのやり取りの中では、なかなかその図書館サイドが保管ですとか展示の方法で厳しいみたいな話があったんですが、それはその後、何か検討していただけましたか。

○委員長 中央図書館長、簡潔に。これ休館等についての話なので、ちょっと無理やり、大分こじつけが。郷土資料、この期間にどうするかとかがあったら分かりますけれど、答えられるなら、少し。

中央図書館長。

◎村上訓子 中央図書館長 先日の文化産業特別委員会……

○委員長 観光。

◎村上訓子 中央図書館長 文化・観光特別委員会でのご発言というかご意見を踏まえまして、早速文化振興課と協議を進めているところでございます。

◆青柳雅之 委員 分かりました。

○委員長 青柳委員、いいでしょうか。

◆青柳雅之 委員 はい。大分はみ出してすみません。いい活用ができればいいなと思っています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ますし、12月からの再開、楽しみにしています。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上でよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については……。修正がございました。

中央図書館長。

◎村上訓子 中央図書館長 先ほど青柳委員のご質問の中で、ほかの館に移設がされているかどうかにつきまして、修正をさせていただきます。

現在、石浜図書館のほうに中央図書館のCDや……。

(発言する者あり)

◎村上訓子 中央図書館長 失礼しました。一部の資料を移管というか、しております。修正いたします。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 じゃあそれは、この機会に戻すんですか。

○委員長 中央図書館長。

◎村上訓子 中央図書館長 段階的に戻していく予定でございます。

◆青柳雅之 委員 分かりました。

○委員長 青柳委員、いいでしょうか。

◆青柳雅之 委員 はい。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

---

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

○委員長 これをもちまして、区民文教委員会を閉会いたします。

午前11時48分閉会